

- 二トヘ 運院等の介助  
二家事に關すること。  
二イイ調理  
二ロロ衣類の洗濯及び補修  
二ハハ住居等の掃除及び整理整とん  
二ニニ生活必需品の買い物  
二ホホ関係機関等との連絡  
三ヘヘその他必要な家事  
三相談及び助言に關すること。  
三イイ生活、身上及び介護に關する相談並びに助言  
三ロロその他必要な相談及び助言

第五条 (派遣の申請)  
家庭奉仕員等の派遣を受けようとする者(派遣対象世帯の生計の中心となつていいるもの)は、(以下「生計中心者」という。)当該派遣を受けようとする日の十四日前までに三浦市家庭奉仕員等派遣申請書(第一号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が緊急を要すると認めるとときは、この限りでない。

(派遣の決定)

第六条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、派遣対象世帯の家庭の状況等を調査し、家庭奉仕員等の派遣の要否、サビスの内容、派遣時間等を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣を決定し、又は却下したときはより申請者に通知するものとする。

(家庭奉仕員等の派遣)

第七条 市長は、前条の規定により派遣を決定したときは、家庭奉仕員等を派遣するものとする。

2 市長は、前項の派遣に当たり、三浦市家庭奉仕員等派遣日程表を作成し、当該派遣事業の効率的な運用を図るものとする。

(派遣事項の変更等)

第八条 生計中心者は、第六条第二項の規定により派遣決定を受けた内容又は既に派遣を受けている内容を変更し、又は中止しようとするときは、三浦市家庭奉仕員等派遣変更(中止)申請書(第三号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、申請書の内容を審査してその適否を決定し、三浦市家庭奉仕員等派遣変更

（中止）決定通知書（第四号様式）により申請者に通知するもの  
3 七 とする。

3 三 第一項の申請書の提出については、市長が派遣内容の変更につ  
がいで緊急やむを得ないと認めたときに限り、事後に提出すること  
ができる。

#### （二）派遣の廃止及び停止

第九条 市長は、現に家庭奉仕員等の派遣を受けている者が次の各  
号のいずれかに該当するときは、その派遣を廃止し、又は期限を  
定めて停止することができる。

2 一 第二条に規定する要件を備えなくなつたとき。

2 二 疾病等により長期にわたる入院治療が必要になつたとき。

2 三 その他市長が派遣することを不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により派遣を廃止し、又は停止したときは  
、三浦市家庭奉仕員等派遣廃止（停止）決定通知書（第五号様式  
）により申請者に通知するものとする。

#### （費用負担）

第十条 生計中心者は、家庭奉仕員等の派遣を受けたときは、次条  
に規定する費用を負担するものとする。

2 市長は、生計中心者が前項の費用を負担することが困難である  
と認められる特別な理由があるときは、負担すべき費用の額を減  
額し、又は免除することができる。

#### （派遣費用）

第十二条 家庭奉仕員等の派遣に要する生計中心者の費用の負担額  
（以下「費用負担額」という。）は、派遣を行つた月ごとに三浦  
市家庭奉仕員等派遣実施状況調書（第六号様式）の派遣実施時間  
欄の合計時間数に、別表に掲げる生計中心者世帯の階層区分ごと  
に定められた一時間当たりの費用負担額を乗じて得た額とする。  
この場合において、合計派遣時間に一時間未満の端数があるとき  
は、当該端数は切り捨てるものとする。

2 市長は、前項の費用負担額を決定したときは、派遣を行つた月  
ごとに取りまとめ、当該月の翌月末日までに三浦市家庭奉仕員等  
派遣費用負担額決定通知書（第七号様式）に納入通知書を添えて  
生計中心者に通知するとともに、費用負担金徴収簿（第八号様式  
）に記載しておくものとする。

3 市長は、既に家庭奉仕員等を派遣している世帯については、毎  
年課税状況を調査し、三浦市家庭奉仕員等費用負担基準階層決定  
（変更）通知書（第九号様式）により生計中心者に通知するもの  
とする。

- (費用負担額の減免)
- 第十二条 第十条第二項の規定により費用負担額の減額又は免除を受けようとする生計中心者は、三浦市家庭奉仕員等派遣費用負担額減免申請書(第十号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、申請書の内容を審査してその適否を決定し、三浦市家庭奉仕員等派遣費用負担額減免決定(却下)通知書(第十一号様式)により申請者に通知するものとする。
- (秘密の保持)
- 第十三条 家庭奉仕員等は、第四条に規定するサービスを行うことにより知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (身分証明書の携帯)
- 第十四条 家庭奉仕員等は、第四条に規定するサービスを行うときは、市長が交付した身分証明書(第十二号様式)を常に携帯しなければならない。
- 2 家庭奉仕員等は、生計中心者から請求があつたときは、身分証明書を提示しなければならない。
- (家庭奉仕員等の業務)
- 第十五条 家庭奉仕員等は、第四条に規定するサービスを行ったときは、第六号様式の派遣実施時間の生計中心者確認欄に生計中心者の確認を受けるものとする。
- 2 家庭奉仕員等は、三浦市家庭奉仕員等派遣業務日誌(第十三号様式)にサービスの内容等を記録し、整理しなければならない。
- (事業の委託)
- 第十六条 市長は、必要があると認めるとときは、法令に違反しない範囲において、当該事業を社会福祉法人三浦市社会福祉協議会に委託することができる。
- (委任)
- 第十七条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
- ### 附 則
- 1 この告示は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 三浦市家庭奉仕員等派遣事業実施要綱(昭和五十八年三浦市告示第二号)以下「旧告示」という。これは廃止する。
- 3 この告示の施行前に旧告示の規定により行われた決定、通知、申請等の処分又は手続は、それぞれこの告示の相当規定により行われた処分又は手續とみなす。
- ### 附 則
- この告示は、平成2年4月1日から施行する。

別表（第十一條関係）

F	E	D	C	B	A	利用者負担の階層区分	（一時間当たり）
						利用者負担額	
一生 円計 以上 の世 帯中 心者 の前 年所 得税 が四 二〇〇	生 円計 中心 者前 年所 得税 四二 〇〇円	生 円計 中心 者前 年所 得税 三二 〇〇円	生 円計 中心 者前 年所 得税 三二 〇〇円	生 円計 中心 者前 年所 得税 九六 〇〇円	生活 保護法 による 被保 護世 帯（単 給 世 帯を 含む。）	○円	○円
	六五〇円	五〇〇円	三五〇円	三〇〇円	○円	○円	○円

## 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

### 家庭介助員派遣事業運営要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住する者で心身の障害又は疾病等により日常生活を営む上で支障があり、その者又はその家族が家庭介助員の介護サービスを必要とする世帯に対し、日常生活の世話（以下「サービス」という。）を自由契約に基づき派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

#### (自由契約)

第2条 前条に規定する自由契約とは、三浦市家庭奉仕員等派遣事業実施要綱に定める費用負担額に基づかない費用負担額で行なう家庭介助員派遣事業をいう。

2. この自由契約は、派遣を受けようとする者の申し出によるものとする。

#### (派遣対象世帯)

第3条 家庭介助員（以下「介助員」という。）の派遣対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね60才以上の者が同居している世帯
- (2) 重度心身障害児者が同居している世帯
- (3) 疾病等の理由により臥床しているものがいる世帯
- (4) その他会長が特に必要と認める世帯